

熊谷市監査委員公告第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和4年8月25日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和4年度都市整備部定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

都市計画課、開発審査課、建築審査課、公園緑地課、土地区画整理事務所

(2) 対象事務

令和3、4年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 帳票等と現金は突合しているか
 - ② 必要な帳簿類は整備されているか
 - ③ 納入の通知は適正に行われているか
 - ④ 債権管理は適正に行われているか
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか
 - ② 適正な支出となっているか
- (3) 契約事務
 - ① 安易な随意契約を採用していないか
 - ② 契約の履行に問題はないか
 - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか
 - ④ 検査結果通知書等は作成されているか
- (4) 補助金
 - ① 交付に当たって根拠等審査は適切か
 - ② 実績報告書を提出させているか
- (5) 負担金
 - ① 公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
 - ② 負担効果の点から整理すべきものはないか
- (6) 工事
 - ① 業者の選定は適切か
 - ② 工事の実施は計画的に行われているか
 - ③ 検査完了以前に支払をしているものはないか
- (7) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか
 - ② 備品の登録に漏れはないか
- (8) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 屋外広告物許可手数料
- (ウ) 地図売払収入
- (エ) 開発許可手数料
- (オ) 建築確認手数料
- (カ) 建築検査手数料
- (キ) 長期優良住宅認定手数料
- (ク) 低炭素建築物認定手数料
- (ケ) 建築物省エネ適合性判定等手数料
- (コ) 社会資本整備総合交付金
- (サ) 蔵書等複写実費徴収金
- (シ) 公園使用料
- (ス) みどりの基金寄附金
- (セ) 籠原駅北口駐車場使用料
- (ソ) 籠原駅北口駐車場設備弁償金収入
- (タ) 公共団体土地区画整理事業県道整備費補助金
- (チ) 上之土地区画整理事業雑入

イ 支出事務

- (ア) 都市計画業務経費「印刷費」
- (イ) 開発審査業務経費「器具購入費」
- (ウ) 建築審査業務経費「器具購入費」
- (エ) 子供広場等維持管理経費「施設その他修繕料」
- (オ) みどりの基金積立事業「基金積立金」
- (カ) 江南総合公園管理運営経費「施設その他修繕料」
- (キ) 上石第一土地区画整理実施事業「施設その他修繕料」
- (ク) 上石第一土地区画整理実施事業「補償金」
- (ケ) 上之土地区画整理実施事務経費「委員等報酬」

ウ 契約事務

- (ア) 熊谷市バリアフリー基本構想策定業務委託
- (イ) 熊谷市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定業務委託
- (ウ) 開発許可台帳・地図情報システムデータ更新業務委託
- (エ) 特定建築物等定期報告業務
- (オ) 新堤緑地周辺地区公園管理業務委託
- (カ) 遊具定期点検業務委託
- (キ) 熊谷運動公園の管理に関する協定（管理運営業務委託）
- (ク) 熊谷市営籠原駅北口駐車場保守運営管理業務委託
- (ケ) 事業計画変更及び換地計画作成業務委託

エ 補助金

- (ア) 民間建築物アスベスト対策補助事業
- (イ) ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助事業

オ 負担金

- (ア) 埼玉県建築審査会連絡協議会
- (イ) 上石土地区画整理事業水道管布設工事負担金

カ 工事

- (ア) 熊谷運動公園弓道場安土改修工事
- (イ) 上之熊谷谷郷線歩道整備工事
- (ウ) 上之污水管渠埋設工事

キ 財産管理

- (ア) 備品台帳一覧表

ク その他

- (ア) 出勤簿
- (イ) 地域指定証明
- (ウ) 屋外広告物条例第8条に基づく許可
- (エ) 開発許可
- (オ) 地位の継承処理
- (カ) 開発登録簿写し交付
- (キ) 都市計画法違反開発の是正指導等事務

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、都市計画課、開発審査課、建築審査課、公園緑地課、土地
区画整理事務所、熊谷運動公園、熊谷市立商工会館大ホール

(2) 監査期間

令和4年4月11日から令和4年5月27日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適
正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

ア 現金出納簿について、記入誤り、記入漏れがあった。熊谷市会計事務規則
第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【都市計画課、開発審査課、建築審査課、土地区画整理事務所】

イ 屋外広告物許可手数料及び地図売払収入において、現金領収後の払込みが
適切な時期に行われていないものがあった。熊谷市会計事務規則第16条及
び第17条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【都市計画課】

ウ 地図売払収入の現金取扱事務について、現金領収書（本庁舎発行分）に記

載されている所属・分任出納員と現金取扱者が一致していなかった。熊谷市会計事務規則第7条及び第25条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【都市計画課】

エ 公園使用料について、調定書の提出期限である翌年度の4月20日までに手続がされていないものがあつた。熊谷市会計事務規則第8条及び第16条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

また、納入通知書の発行について、納期限が記載されていないものが見受けられ、必要事項の記入漏れがあつた。熊谷市会計事務規則第21条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【公園緑地課】

オ 籠原駅北口駐車場使用料について、委託業者が徴収することを告示していたが、収入事務受託者証を交付していなかった。熊谷市会計事務規則第35条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【土地区画整理事務所】

カ 県の補助金申請等に当たり、補助金に関する通知や交付決定通知等に文書收受されていないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【土地区画整理事務所】

(2) 支出事務

指摘事項なし

(3) 契約事務

ア 熊谷運動公園の指定管理業務委託について、協定書で定められた備品の取扱いについて報告がされていなかった。協定書に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【公園緑地課】

イ 籠原駅北口駐車場保守運営管理業務委託について、契約約款で定められた定期点検に係る検査、検査結果通知がされていなかった。契約に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【土地区画整理事務所】

(4) 補助金

指摘事項なし

(5) 負担金

指摘事項なし

(6) 工事

ア 工事に関する関係書類や工期延長申請書類等に文書收受されていないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【土地区画整理事務所】

(7) 財産管理

ア 備品登録漏れがあつた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【都市計画課、公園緑地課、土地区画整理事務所】

イ すでに廃棄された備品が備品台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第26条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【都市計画課、開発審査課、建築審査課、公園緑地課】

ウ 指定管理者が管理する施設において指定管理費で購入したもので、備品台帳に登録されていない備品があった。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【公園緑地課】

(8) その他

ア 起案書に記入漏れがあった。「文書事務の手引」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第 6 条第 2 項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。

【都市計画課、公園緑地課、土地区画整理事務所】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

(1) 業務の進捗管理について

都市整備部の各課は、安全かつ快適な街づくりを推進するための各種申請・届出及び許可等の重要な業務を所掌しており、その事務の進捗管理は市民生活に直結する大きな課題である。その点、エクセルデータに基づく進捗管理表やチェックシートを活用、更にはホワイトボードの活用による「事務の見える可」などの対応は高く評価できる。特に、行政手続の基本かつ根幹である文書管理について、建築審査課で活用している報告文書管理用エクセルシート「一発回答くん」は、回答期限までの日数が自動計算され、かつ色別（回答期限近くは赤）表示されるなど実務上極めて有益な文書管理システムであることから、都市整備部のみならず、市全体でも積極的に活用すべきである。

(2) 新技術等の活用に関して

都市計画・まちづくり等の各分野において、国・県の最新の動向を常に的確に把握するとともに、国が整備を進める新技術等について、今後、一層積極的に活用していただきたい。

例えば、国土交通省では、2020 年度から「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション」を標榜し、自治体向けに、実在の都市を仮想空間に再現する「3D都市モデル」（3次元の地理空間データ）の整備が行われてきた。

この「3D都市モデル」を活用した自治体の先進事例の一つとして、「立体的都市構造の把握を通じた防災対策の高度化」が挙げられる。これは、従来のハザードマップにおける2次元の地形図が、地図に不慣れな人には分かりづらい場合があることから、浸水想定区域図等を3D化し、地図情報をより直感的・視覚的に理解しやすい形で表現するほか、垂直避難が可能なビル等を抽出・可視化する等、防災対策の高度化が図られている。

本市には、こうした新技術の活用はもとより、常に新しい考え方や手法を進んで取り入れ、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、引き続き努められたい。